

令和 7 年度宮古島市家事お助け隊事業委託仕様書
(訪問型サービスAⅡ類型事業)

1. 目的

本事業は、宮古島市介護予防・日常生活支援総合事業実施に関する規則に基づき要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対し、訪問型サービスAを提供する事で、居宅において、その有する能力に応じてできるかぎり自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

2. 利用対象者

要介護認定において要支援 1 又は 2 と判定された者もしくは、基本チェックリストより介護予防生活支援サービス事業対象者と判定された者で、軽易な家事援助が必要と判断された者とする。

※障害や認知機能の低下を有する者など、特段の配慮が必要なケースは、対象としない。

※同居家族がいる場合は、フローチャート該当者とする。

3. 業務内容

(1) 買い物、調理、掃除、ゴミ出し等（身体的な介護以外）の軽易な家事支援

(2) 介護予防を促進するために必要な支援

4. 事業方法

(1) 利用者を担当する介護支援専門員等は、ケアプランを作成し、必要な介護予防ケアマネジメントを実施する。

(2) 事業所は、サービスの趣旨を理解した上で、ケアプランに基づき利用者の生活の拠点において事業を実施する。

5. 事業実施時間及び回数

サービス提供時間は 1 時間とし、利用回数は要支援 2 は週 2 回、要支援 1 と事業対象者は週 1 回とする。

6. 報酬単価

(1) 1 回あたり、1500 円とする。（利用者負担分含む）

(2) 事業所には管理費として 1 月あたり 1 万円を支払う。

7. 事業の提供日

事業の提供日は、土・日・年末年始・国民の休日・慰霊の日を除き、月曜日から金曜日とする。又台風及びその他災害等によりやむを得ない場合は、利用者へ連絡した後で中止する。

8. 事業の従事者

この事業は、市が開催する一定の研修を修了した者とする。ただし、当該事業に係る知識を有すると市長が認めた者については、当該講座の受講を免除できるものとする。

9. 利用の中止等

市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の利用を中止又は終了させることができる。

- (1) 健康状態に変化がみられ、当該事業を利用することが適切ではないと認められたとき。
- (2) その他事業の利用を継続することができないと認められたとき。

10. 利用料

この事業の利用料は、1回150円とし、事業受託者において徴収するものとする。
ただし、生活保護世帯の利用者は利用料を免除するものとする。

11. 記録の管理等

事業受託者は、事業に関する全ての書類を、事業実施の翌年度4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

12. 秘密の保持

事業受託者及び事業従事者は、職務上知りえた秘密を漏洩させてはならない。また、事業受託者又は事業従事者でなくなった後においても同様とする。

13. 関係機関との連携

市長は、事業の実施にあたっては、ケアマネジャー、地域包括支援センター等関係機関と連携を図り、当該事業による効果が期待される利用者の状況の把握に努めるとともに利用者に対する支援が円滑かつ効果的に行われるように努めるものとする。

14. 市への報告

- ①毎月報告（翌月13日までに実績報告書を提出、3月のみ3月31日に提出）
- ②年度報告（翌年度4月30日までに年間の実績報告を提出）